

一般財団法人 日本海事協会

GHG Ref. No.: 243G



検証声明書

オプテックス株式会社及び連結子会社 16 社

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、オプテックス株式会社(本社所在地:滋賀県大津市雄琴 5-8-12、以下「申請者」という)からの申請に基づき、2022 年度(2022 年 1 月 1 日～2022 年 12 月 31 日)の GHG 直接排出量(スコープ 1)、エネルギー起源の間接的な GHG 排出量(スコープ 2)及びその他の間接的排出量(スコープ 3)を対象とした「GHG インベントリ」の検証業務を行った。

対象事業場:申請者の本社、支店及び連結子会社 16 社

- 基準文書: ① CO2 排出量算定基準
 ② JIS Q 14064-3:2011 年版 (ISO14064-3:2006 年版) (検証基準)
 ③ 環境省 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(算定基準)

保証水準と重要性:限定的保証水準(重要性の閾値は検証員による専門的判断)

2022 年度の GHG インベントリの要約

検証対象 GHG 排出量(スコープ)	トン(tCO ₂)
直接的な GHG の排出量 (スコープ 1)	329
エネルギー起源の間接的な GHG の排出量 (スコープ 2 : マーケット基準)	653
エネルギー起源の間接的な GHG の排出量 (スコープ 2 : ロケーション基準)	639
その他の間接的排出量 (スコープ 3 カテゴリー 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 11, 12)	69,252
合計 GHG 排出量 (スコープ 2 : マーケット基準)	70,234
合計 GHG 排出量 (スコープ 2 : ロケーション基準)	70,220

検証意見:申請者が算定した「直接的な GHG の排出量(スコープ 1)」、「エネルギー起源の間接的な GHG の排出量(スコープ 2)」及び「その他の間接的排出量(スコープ 3)」が、準拠すべき報告規準に従って適切に作成されていないことを示す事項は、重要な点において認められなかった。

2023 年 6 月 26 日

一般財団法人 日本海事協会
事業開発本部 本部長

山口 欣 弥



*この検証声明書は、添付の検証声明書(本書)の要約であり、これらと同時に公表される場合にのみ有効です。

検証声明書

オプテックス株式会社及び連結子会社 16 社

検証業務の一般事項

この検証声明書は、オプテックス株式会社に対して発行されるものである。

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、オプテックス株式会社(本社所在地:滋賀県大津市雄琴 5-8-12、以下「申請者」という)より、2022 年度(2022 年 1 月 1 日～2022 年 12 月 31 日)の「GHG インベントリ」の検証業務を委嘱された。

申請者が作成した GHG インベントリは、GHG の直接排出量(スコープ1)、エネルギー起源の間接的な GHG 排出量(スコープ2)及びその他の間接的排出量(スコープ3 カテゴリー1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 11, 12)を対象としている。

検証業務の範囲は以下の通りで、範囲の選択は申請者の単独の責任であり、当会は範囲の選択に関しては一切の責任を負わない。

2022 年度(2022/1/1-2022/12/31)の以下 17 拠点からの CO2 排出量

オプテックス株式会社
OPTEx (EUROPE) LIMITED
OPTEx SECURITY SAS
OPTEx SECURITY B.V.
OPTEx TECHNOLOGIES B.V.
OPTEx SECURITY Sp.z o.o.
OPTEx INCORPORATED
OPTEx KOREA CO., LTD.
OPTEx (DONGGUAN) CO., LTD.(上海)
OPTEx PINNACLE INDIA PRIVATE LIMITED
OPTEx(THAILAND) CO., LTD.
FARSIGHT SECURITY SERVICES LTD.
RAYTEC LIMITED
FIBER SENSYS, INC.
RAYTEC SYSTEMS INC.
技研トラステム株式会社
株式会社ジーニック

- 基準文書: ① CO2 排出量算定基準
② JIS Q 14064-3:2011 年版 (ISO14064-3:2006 年版) (検証基準)
③ 環境省 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(算定基準)

GHG データの管理責任

申請者は、GHG 排出量の算定と開示されたデータ及び情報管理の効果的な内部統制の維持に対して責任を有する。また、当会の責任は、申請者との契約に従い、算定された GHG 排出量に対する検証業務を実施することである。算定された GHG 排出量は、最終的に申請者に承認され、引き続き申請者の責任の下にある。

検証手続

当会の検証は、申請者の定める報告基準に準拠して算定されたGHG排出量について、限定的保証を提供するために、「ISO14064-3:2006 温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引」に従って実施された。環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」、環境省「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」、環境省「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース(Ver.3.1)」は、「定量化の方法」として選択されたもので、モニタリング方法や算定に係る部分のみが適用されている。

結論を得るために、当該検証業務はサンプリング手法を用いて、次の事項を含んで実施された。

- 申請者の本社事業場(滋賀県)におけるサイト訪問
- 上記サイトでのGHG排出量データ・情報管理、報告書作成に係わる主な担当者へのインタビュー
- 算定に使用されたGHG排出量データ・情報の管理プロセスのレビュー
- 算定に使用されたGHG排出実績データ・情報について、本社事業場における集計と入手可能な情報源との整合の検証
- QA/QCシステム及びデータ入力に関するダブルチェック体制のレビュー

保証水準と重要性

この検証声明書で表明された検証意見は、重要性の閾値として、限定的保証水準(検証員による専門的判断)に基づいて決定している。

検証意見

上記の検証手続により、当会は意見表明の為の合理的な基礎を得たと判断しており、下の別表に要約された直接的排出量、エネルギー起源の間接的排出量及びその他の間接的排出量が、準拠すべき報告規準に従って適切に作成されていないことを示す事項は、重要な点において認められなかった。

改善推奨事項

- ISO14064-1 または GHG Protocol に準拠したモニタリング計画を開発されることが望まれる。

2023年6月26日

一般財団法人 日本海事協会

認証部

主任検証員:

内田 達夫

別表：2022年度のGHGインベントリの要約

検証対象 GHG 排出量(スコープ)	トン(tCO ₂)
直接的な GHG の排出量 (スコープ 1)	329
エネルギー起源の間接的な GHG の排出量 (スコープ 2 : マーケット基準)	653
エネルギー起源の間接的な GHG の排出量 (スコープ 2 : ロケーション基準)	639
その他の間接的排出量 (スコープ 3 カテゴリー 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 11, 12)	69,252
合計 GHG 排出量 (スコープ 2 : マーケット基準)	70,234
合計 GHG 排出量 (スコープ 2 : ロケーション基準)	70,220

*この保証声明書は、「GHG 排出量報告書」と共に公表される場合のみ有効です。

*この保証声明書は、申請者の算定システム全般を審査対象としておりますが、算定システムの適切性を保証するものではありません。